

オナーズタウン森合 役員会だより

2019年12月

今回の「役員会だより」は、今年度の総会の席上、町内会役員の選出方法についてご出席の方々からご意見(内容は前回の町内会だより参照)を頂戴しましたが、役員会としては、先ずは、当町内会の各役員の仕事内容やその負担の程度を皆さんにお知らせし、ご理解を得ることが先決と考え、以下にまとめました。

今後の町内会役員の選出や町内会活動のあり方について会員の皆様とともに考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

1. 役員の仕事内容

会則に規定の職務と、現状の仕事内容を対比しています。(現状とは、役員任期2期3期の4年間について記述しています)

(1) 会長

- 【会則】 1. 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
2. 会長は、町会の円滑な運営に必要な事項については、役員会に諮り、別に規則をもって、定めるものとする。

- 【現状】 ①月に1度、清水支所から届けられる市政だより、回覧物の各班世帯数振り分けと回覧依頼。その他森合地区連合会等からの回覧物の回覧
②町内へのお知らせ、周知事項等の作成、回覧または配布
③森合地区町会連合会の役員会出席(基本的に隔月第二土曜日の午後1.5時間)
④清水地区、森合地区町会連合会総会および各種団体の総会等への出席(各種団体は欠席することが多いです)
⑤市の自治振興協議会、支所の各種説明会への出席(平日 年2回程度)
⑥市、支所への提出物や依頼事項の調製
⑦森合地区芸能発表会、運動会の会場設営、役割協力
⑧交通災害共済の取り纏め、等

(2) 副会長

- 【会則】 3. 副会長は、会長の補佐及びこの会の庶務全般を処理する。
また、会長に事故あるときは、その職務を代行し、共に事故ある場合の緊急措置については役員会において別途協議する。

- 【現状】 ①地区の情報、連絡事項については、主に会長出席の森合地区町会連合会の役員会等から得ているため、それに伴い大方の庶務は会長が行なっています。
②副会長は森合地区町会連合会の評議員でもあることから森合地区町会連合会の総会への出席や、新年祝賀会等の行事への出席。

(3) 会計

- 【会則】 4. 会計は、この会の会計を処理する。

- 【現状】 ①町内会会費の取り纏め、森合地区町会連合会への納付金、交付金等の町内会口座への出納、および各種費用の出納
②総会の会計報告書の作成
③2名の会計が1年交替で主務を担当しています。

(4) 監事

- 【会則】 5. 監事は、この会の業務及び会計について監査する。

- 【現状】 ①総会時の会計報告に係る監査

(5) その他役員全体に係ること

- ①役員会 年間4-5回開催 (i 年間予定、ii いも煮会等行事準備、iii 総会に向けての準

備、iv総会資料の確認と役割分担、等の打合せ)
(土)または(日)の午前9時～ 1-1.5 時間 会長宅にて
その他、必要に応じメールでの連絡、情報共有

- ②通常総会の開催と役割分担
- ③いも煮会等町内行事の準備と役割分担

始めに記したとおり、これら役員の仕事内容は、高井が会長職にあった間の現状について書いております。今後、会長、役員が改選されていく中で、仕事内容や分担が変わることがあることを申し添えておきます。

2. 班長の仕事内容

【会則】 班長は、班員相互の連絡調整業務を行うとともに、業務の処理推進に協力するものとする。

- 【現状】
- ①市政だよりの配布と、回覧
 - ②町内会費の徴収
 - ③総会出席票、町内行事の参加取り纏め、交通災害共済の取り纏め等

3. 森合地区町会連合会等の委嘱員の仕事内容

(1)環境美化パトロール員 4名

市の「ポイ捨てのない美しいまちづくり推進モデル地区」事業、および森合地区の「わが町をみんなできれいにしましょう」キャンペーンを基に活動しています。

- ①年4回(6月,8月,10月,4月)の第一日曜日の朝8時から30分程度、町内道路およびゴミ集積場周辺のゴミ拾いや整備
- ②全市一斉清掃時のゴミ袋配布や清掃指揮
- ③年1回の環境美化研修会への参加(任意)

(2)防犯パトロール員(森合小学校からの委嘱) 2名

- ①森合小学校生の登下校時の見守りと誘導 朝 7:30-8:10 午後 1:40-3:00
必ずしも毎日しなければならないということではありません。

4. 町内会活動についての考え(会長私見)

町内会は行政サービスではなく、あくまでも自治活動であり、町内の安全、安心、環境美化等の維持・向上のために会員が応分の関与、負担をすることによって成り立つものと考えています。しかしながら、仕事の都合やお子さん、ご家族等各ご家庭の状況は様々であり、すべてについて同じ関与や負担を求めることは出来ませんが、お互いフォローしたり、今出来なくとも出来る状況になったときにご協力いただければよいものと考えております。

また、町内会の役員やPTAの役員などは多くの方がめんどくさいもの、やりたくないものと捉えているのも事実です。このため、高井としては、省略しても影響の少ないものは出来る限り省略・簡素化して、役員の負担を軽くすること(役員会の回数、仕事内容等)で、誰でもが役員を引き受けられるよう図ってきたつもりであります。

過去に役員をされた方からは、「役員を経験したことで町内会のことが良くわかった」「役員の仕事の大きな負担とは感じなかった」との評価もいただいています。また、会を代表する会長の負担はやや多いものがありますが、市や連合会の会合に出席することで、私たちが住む清水地区、森合地区の情勢や課題について改めて認識する機会を得ています。

5. 今後に向けて

誰もが町内会の仕事に気軽に携われるよう、負担を軽くすることで、現在個別に選任している役員の輪番制への移行(元々会則では輪番制となっている)、例えば、7つの班の班長がそれぞれの役員業務を兼ねることも可能かと考えています。ぜひ会員の皆様とともに考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上